

綱領

- 一、我等は無産階級の生活權を確立し合法的手段に依り政治並に經濟組織の改革を期す。
- 二、我等は資本主義の生産並に分配方法に關する不合理なる階級制度の改革を期す。
- 三、我等は特權階級のみの利害を代表する既成政黨並に社會進化の過程を無視する急進主義者を排し議會政治の徹底的改革を期す。

政 策

政 治

- 一、普通選挙の徹底
- 二、議院制度の改革
- 三、無産階級運動を抑壓する諸法令の撤廢
- 四、殖民地に於ける差別の撤廢
- 五、軍備の縮少と兵卒待遇の改善
- 六、徴兵制度に基く本人並に家族の窮乏者扶助實施
- 七、財政並に税制の根本的改革
 - イ、地租、所得税、相續税、資本利子等の高率累進賦課
 - ロ、生活必需品の消費税撤廢
 - ハ、金融機關の民衆化
- 八、行政機關の改革
 - イ、府縣自治政の實施
 - ロ、衛生、風俗、交通、警察の自治体移管
- 九、教育制度の根本的改革
 - イ、普通教育の公費制徹底
 - ロ、高等教育機關の民衆化
 - ハ、劃一的教育の打破
- 十、冤罪並に不當拘束に對する國家の補償
- 十一、國民外交の確立

經 濟

- 十二、重要産業の社會化
- 十三、耕作權の確立 小作料の合理化
- 十四、團結權、罷業權並に團體契約權の確立
- 十五、最低賃銀法の制定
- 十六、八時間労働制の確立
- 十七、少年及婦人の夜間労働、長時間労働、坑内労働及危険作業の禁止
- 十八、工場法、鑛業法、海員法等の改正

社 會

- 十九、女子の公法上並に私法上に於ける差別の撤廢
- 二十、女子の人身賣買禁止
 - イ、公娼制度の廢止
 - ロ、女工の賃銀前貸及強制送金の禁止
- 二十一、女子教育並に職業に關する制度の撤廢
- 二十二、幼少兒童並に哺育者保護施設の完成
- 二十三、失業、疾病、養老、災害保險制度の徹底
- 二十四、無産者住宅の公營並に改善